

「県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な 方針（素案）」に関する意見募集

県教育委員会では、施設の老朽化や人口減少による将来的な財政規模の縮小を見据え、「県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針」の策定を進めており、次のとおり意見を募集しますので、県民の皆様から御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 方針の名称

県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（素案）

2 関係資料等の閲覧方法

（1）閲覧場所

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」のほか、教育庁生涯学習課（県庁第2庁舎6階）、総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）及び各地域振興局総務企画部地域企画課でご覧いただけます。

（2）印刷物の閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び12月29日～1月3日を除く）

3 意見の提出期間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月9日（金）まで ※必着

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
(様式は問いませんが、意見書様式を作成しておりますのでご利用ください。)

5 意見提出の際の留意事項

いずれの提出にあたっても、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。
なお、電話や口頭での受付はいたしませんのでご了承ください。

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。
その際、住所・氏名は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することができます。また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県教育庁生涯学習課 調整・企画チーム
〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1
FAX番号：018-860-5816
電子メール：Kyou-shougai@pref.akita.lg.jp